

令和8年度市道街路樹管理業務委託

仕様書

令和8年1月

下野市都市建設部

管理保全課

## 目 次

総則

業務内容

業務実施に関する事項

巻末資料

【別紙】

数量総括

位置図

街路樹の整備及び維持管理方針(基準)

## 総則

### 1 本書の位置付け

本仕様書（以下「本書」という。）は、下野市（以下「発注者」という。）が、市道街路樹等管理業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「受注者」という。）を募集及び選定するに当たり、「実施要領」と一体のものとして提示するものである。

また、受注者の遂行する業務に係る仕様を示すことを目的としている。

なお、本書は本業務の基本的な内容について定めるものであり、本書に明記されていない項目であっても、本業務を実施する受注者の責任において、完備または遂行するものとする。

### 2 用語の定義

#### （１）担当職員

下野市都市建設部管理保全課に配置し、必要な打合せ、協議、確認等の事業を遂行する者をいう。

#### （２）最終提案書

最終提案書とは、契約候補者との提案内容の協議後の提案書をいう。

#### （３）契約図書

契約図書とは、業務委託契約書及び設計図書をいう。

#### （４）設計図書

設計図書とは、実施要領、本書、参加申込に関する質問及び回答、提案書に関する質問及び回答、最終提案書、質疑応答回答書をいう。

#### （５）指示

指示とは、担当職員が受注者に対し、必要な項目について書面により示し、実施させることをいう。

#### （６）請求

発注者または受注者が契約内容の実施あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

#### （７）承諾

承諾とは、担当職員または受注者が書面により同意することをいう。

#### （８）協議

協議とは、発注者または担当職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

#### (9) 提出

提出とは、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し事業に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

#### (10) 提示

提示とは、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員または確認者に対し事業に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

#### (11) 報告

報告とは、受注者が担当職員に対し、事業の状況または結果について書面により知らせることをいう。

#### (12) 通知

通知とは、発注者と受注者の間で、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し、事業に関する項目について、書面により互いに知らせることをいう。

#### (13) 連絡

連絡とは、発注者と受注者の間で、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し、緊急で伝達すべき項目等について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

#### (14) 書面

書面とは、手書き、印刷物等による打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ア) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

イ) 電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。

#### (15) 写真

写真とは、着手前及び完了、管理の手段として完了後目視できない箇所の状況、出来形寸法、品質管理状況、事業中の災害写真等を撮影したものをいう。

#### (16) 帳票

帳票とは、事業計画書、打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

#### (17) 確認

確認とは、担当職員または受注者が臨場または関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

#### (18) 立会

立会とは、担当職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

#### (19) 補修

発注者が確認時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき修繕、訂正、補足その他の措置をいう。

### 3 業務目的

本業務は、別添位置図に示す区域内において、本市が管理する街路樹及び緑地帯等を安全で美しい状態に保つことを目的とする。

### 4 業務名称

令和8年度市道街路樹管理業務委託

### 5 業務の範囲

別紙、位置図及び数量総括のとおり

### 6 業務内容

下野市内の街路樹、緑地帯等を良好に維持するために、数量表によらず必要な管理作業等を自主的に判断し、本市の承諾により適正に実施する。

(作業内容)

高木剪定作業、中低木剪定作業、草刈作業、抜根除草作業、病虫害駆除作業、道路美化、点検業務 等

### 7 適用

本仕様書は、6に定める業務を実施するためのものである。本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受注者が協議の上、業務を実施するものとする。

### 8 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、契約図書に定めるもののほか関係法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### 9 担当職員の権限

(1) 担当職員は、受注者に対する指示、承諾、協議または連絡等の権限を有する。

(2) 担当職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は担当職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により担当職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

## 1 0 受注者の相互協力

受注者は、関連する業務の受注者と相互に協力しなければならない。また、他受注者が行う、関連する業務が同時に実施される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

## 1 1 業務の一時停止及び中止

- (1) 発注者は、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、業務の全部または一部の業務について一時停止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的または人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中断については、適切に対応しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは担当職員の指示に従わない場合等、担当職員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部または一部について中止させることができる。

## 1 2 仕様の変更

### (1) 仕様の変更事由

発注者は、本業務期間中に、次の事由により仕様を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・天災等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なときまたは業務内容が著しく変更されるとき。
- ・本書に定められた内容に生じた疑義、本書によることが困難または不都合が生じたとき。

### (2) 仕様の変更手続

発注者は、仕様を変更する場合、事前に受注者と協議を行う。

なお、本書に定められた内容に生じた疑義、本書によることが困難または不都合が生じた場合は、担当職員と協議を行い、措置の有無に関わらず、受注者は記録を整備し、担当職員に提出する。

### 1 3 安全確保

#### (1) 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省、平成17年3月31日）、建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）を参考にして、常に現場の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

#### (2) 支障行為等の防止

受注者は、本業務期間中、担当職員及び管理者の許可なくして、公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

#### (3) 周辺への影響防止

受注者は、本業務の実施に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう行わなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに担当職員へ連絡し、その対応方法等に関して担当職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

#### (4) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

#### (5) 第三者の立入り禁止措置

受注者は、現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

#### (6) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、電気事業者、鉄道管理者、河川管理者、労働基準監督署、公園管理者、施設管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務中の安全を確保しなければならない。

#### (7) 安全優先

受注者は、本業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改定 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

### 1 4 交通安全管理

#### (1) 一般項目

受注者は、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に施工公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に施工公害による損害を及ぼした場合は、契約図書に基づき、処置するものとする。

#### (2) 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る施工にあたっては、交通の安全について、担当職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和7年4月1日内閣府・国土交通省令第三号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省平成18年3月31日改定国道国防第205号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第206号）、道路工事現場における施工情報板及び施工説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成22年4月1日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（国土交通省国関整道第8号令和元年5月21日）に基づき、安全対策を講じなければならない。なお、本業務の施工以外に、現地調査においても同様の対策を講じるものとする。

#### (3) 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

#### (4) 作業区域の標示等

受注者は、施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

なお、本業務の施工以外に、現地調査についても同様の対策を講じるものとする。

#### (5) ダンプトラック等による過積載等の防止

ア) 積載重量制限を超過して施工用資材を積み込まず、また積み込ませない。

イ) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない。

ウ) 資材等の過積載を防止するため、資材の納入等にあたっては、資材を納入する業者の利益を不当に害することのないようにする。

エ) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。

オ) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮

に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除する。

カ) アからオについて、周知徹底する。

#### (6) 交通誘導警備業務

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を一人以上配置しなければならない。

また、上記以外の現場（公園敷地内等も含む）において交通誘導業務を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を一人以上配置するよう努めることとし、有資格者の配置ができない場合は、警備業法に基づく所定の教育を受けた者をこれに代えることができることとする。なお、上記の交通誘導業務を行う場合は、検定合格警備員が当該警備業務に従っている間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

#### 1.5 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 1.6 整理整頓

受注者は、本業務期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

#### 1.7 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

#### 1.8 発見・拾得物の処置

受注者は、業務中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、担当職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

#### 1.9 後片付け

受注者は、業務の全部または一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し業務にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状

態にするものとする。

## 2 0 事故報告書

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合には、直ちに担当職員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

## 2 1 休日または夜間の作業連絡

受注者は、契約図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現場における作業を行うにあたり、事前に担当職員に連絡しなければならない。

## 2 2 受注者に対する措置請求

担当職員は、受注者が業務に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

## 2 3 関係官公庁への手続等

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を担当職員に報告し協議するものとする。
- (3) 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を担当職員に提示しなければならない。なお、担当職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- (4) 受注者は、諸手続に許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

## 2 4 不可抗力による損害

### (1) 災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が下記の(2)被害の基準に該当する場合は、直ちに工事災害通知書を担当職員に通知しなければならない。

### (2) 被害の基準

ア) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。

A) 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

- B) 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- C) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
- D) その他契約図書で定めた基準
- イ) 強風に起因する場合、最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
- ウ) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
- エ) 地震、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

## 2.5 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人名の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、措置をとった場合は、直ちに関係機関に通報及び担当職員に連絡しなければならない。
- (2) 担当職員は、天災等に伴い、本業務に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

## 2.6 暴力団等による不当介入

### (1) 一般項目

本業務において、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。

### (2) 担当職員への報告

(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により担当職員に報告しなければならない。

### (3) 担当職員との協議

本業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、担当職員と協議を行わなければならない。

## 2.7 その他

業務期間中に業務対象となる樹木等の数量等が変動した時は、協議することができることとする。

## 業務内容

### 1 基本方針

受注者は「街路樹の機能向上や地域の価値向上」の達成に向けて、区域内の街路樹・緑地帯等を良好に維持するため、「街路樹の整備及び維持管理方針(基準)」(平成30年8月21日)を参考に、必要な作業を自主的に判断し、本市の承諾により適切に実施すること。

業務に関しては、数量表によらず受注者の自主的判断及び監督員の指示等によって、街路樹及び緑地帯等の良好な維持のため積極的に業務を履行することとする。

緑地帯の管理は、低木の生長や雑草の伸び具合、交通安全などの観点から優先順位を考え、計画的に効率良く、かつ業務場所の中でバランスよく実施すること。

周辺の施設や歩道の利用状況を考慮しつつ、景観や美観に配慮し、市民の快適な空間の創出を図ること。

災害時の倒木や立ち枯れ等による通行人等の危険性を減らすため、これらを事前に発見するように努めること。

### 2 街路樹管理作業

街路樹は、風格あるまちなみ景観を形成する重要な構成要素である。樹種ごとの特徴を活かしながら剪定を行い、道路空間の利用や景観に配慮した質の高い管理を行うこと。

#### (1) 共通事項

- ・受注者は、業務の履行に先立って監督職員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- ・受注者は、作業中は工事看板を設置するものとする。
- ・受注者は、作業一週間前までに以下に示す項目を明記した注意看板を通行者等が見やすく、かつ邪魔にならない箇所に設置するものとする。
  - ア) あいさつ文(例:御迷惑をおかけします)
  - イ) 履行の内容(例:剪定(薬剤散布)を行っております)
  - ウ) 実施期間(日時)
  - エ) 使用薬剤名
  - オ) 注意喚起の内容(例:むやみに触れないで下さい)
  - カ) 連絡先
- ・作業により発生した落葉、小枝、切りくず等は、丁寧に掃き集めて清掃すること。
- ・剪定跡は必要に応じて防腐剤等で保護すること。

- ・作業にあたっては、現場条件に応じて交通誘導警備員を配置し、安全管理を徹底すること。

## (2) 高木剪定作業

### ①基本剪定

- ・街路樹の樹形を整え、健全な育成を行うとともに良好な都市景観を形成しつつ、周辺環境に適応した状態に維持管理することを目的とする。
- ・路線・樹種・季節及び樹齢によって剪定の程度・方法が異なるため、作業着手前に路線ごとに試し切りを行い、市の承諾を得てから本作業に着手すること。
- ・落葉樹は、紅葉の状況をよく観察し、作業開始時期を市と協議すること。
- ・樹姿、樹形、樹冠の仕立ては自然樹形を原則とする。
- ・樹高、枝張り、枝密度を調整すること。
- ・建築限界内（車道部：道路面より 4.5m、歩道部：歩道面より 2.5m、自転車歩行者専用道路：道路面より 3.0m）の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。
- ・生育上の不要枝（やご、胴吹き枝、さがり枝、立ち枝、さかさ枝、からみ枝、徒長枝、平行枝等）を除去すること。
- ・街路樹を良好に保つための剪定計画及び方法について市に提案すること。

### ②障害枝剪定

各種障害、危険枝となっている枝を剪定すること。

- ・民家障害：民地内へ侵入または接近しすぎている枝、通風、採光の妨げとなる枝を除去すること。
- ・交通障害：歩行者、自動車などの車両の通行障害、信号や交通標識等の視認の妨げとなる建築限界内の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。  
やご、胴吹き枝を除去すること。
- ・照明障害：照明の妨げとなる枝を除去すること。
- ・架線障害：架線の障害となる枝を除去すること。  
（高圧線・変圧器から 2m 程度離す）
- ・危険枝：キズ、枯損により危険のある枝を除去すること。

### ③剪定枝の処分

- ・作業により発生した剪定枝・撤去木等の処分は、市内の一般廃棄物処理業許可業者が運営する施設にて処分すること。
- ・上記の施設で処分が困難な場合は、清掃センター等にて処分すること。

## (3) 中低木剪定作業

- ・緑地帯内の中低木の樹形を整え、枯枝及び徒長枝を剪定する。
  - ・横断歩道周辺などの交通影響部分にあっては、歩行者及び車両からの視距が確保できるように留意すること。
- (4) 草刈作業
- ・緑地帯内等の雑草を根際から刈り取り、刈草を残さないように清掃する。
  - ・刈払機使用の際に低木や高木の幹などを傷めないよう十分に注意して作業すること。
- (5) 抜根除草作業
- ・緑地帯内及び植樹帯内の雑草や実生木を根から抜き取り、あわせて根元に生えているひこばえ等を切除する。
  - ・芝生等その他の有用植物を傷めないよう十分に注意して作業すること。
  - ・植樹帯内の除草の際には、樹外周の目地部についても除草すること。
  - ・あわせて、縁石・街渠部等の目地から生えている雑草を除去し、街路樹の植栽管理と一体的に行うことで、景観の向上に努めること。
- (6) 植樹帯通行障害枝刈込
- ・植樹帯の高さ・樹形を整え、枯枝及び徒長枝を剪定すること。
- (7) 病虫害駆除作業
- ・受注者は、病虫害の発生する時期に病虫害調査を行い、発見した場合は市に報告し早期処置に努めること。
  - ・駆除作業は、薬剤散布者及び作業補助者で構成し、最低2名以上の体制とする。
  - ・散布にあたっては、作業前に周辺住民への周知徹底を図り、第三者の商品、洗濯物、飼育動物、池の中の魚などに被害を及ぼさないように行うこと。また、散布の影響がある駐車車両、洗濯物がある場合は散布を中止すること。
  - ・散布する場所に通行人等が近寄る恐れのある場合は、散布作業中及び薬液が乾くまでの間は、見張り役を置く又はセーフティコーン等の保安施設を風で容易に転倒しないよう設置して立ち入り防止対策を行うこと。
  - ・薬剤散布後、付近に落下した害虫等は、清掃し除去すること。
- (8) 道路美化
- ・縁石や隣接地境界部の目地等から生えている雑草の草刈りを行うこと。刈り取った草は、放置することなく作業車にて処分すること。
- (9) 特定外来生物への対応
- ・特定外来生物のクビアカツヤカミキリムシ、ツヤハダゴマダラカミキリについては、別添を参考に業務場所等で発生の疑い（成虫の発見やフラス等の幼虫の痕跡など）を確認した場合はすみやかに市に報告し、薬剤処理（樹幹注入、散布）及び飛散防止処

理（被害木のネット巻き）等の適切な対応を実施すること。

(10) その他

- ・市に寄せられた市民要望に対しては、市と協議の上で作業計画の中で適切かつ効率的に対処すること。
- ・作業で発生する刈込枝や刈草、落葉等のごみについては、市の定める事業系ごみの排出区分に従い、適正に処分すること。
- ・原則として、官公庁の休日または夜間に作業を行わないこと。やむを得ず作業を行う場合は、市の承諾を得ること。

### 3 安全管理

- (1) 受注者は、作業にあたっては事故防止、安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板、セーフティーコーン、セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、これらの保安施設には風で転倒しないよう重石を設置するなど、対策を講ずること。
- (2) 「交通誘導警備員」とは、警備業者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。また「交通誘導員」とは、「交通誘導警備員」に加え、受注者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。
- (3) 刈払機等を使用する際は、小石の撥ねなどが考えられるため、原則、防護シートを設置し、歩行者や車・隣接施設などに影響がないよう十分な安全対策を行うこと。また、通行の多いときは作業を停止するなど、安全管理には万全を期すこと。
- (4) 歩行者及び周辺住民・沿道店舗等に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に応じて、作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (5) 作業員の事故を防止するために、必要な服装や装備等を着用すること。特に高所作業においては、現場状況に応じて墜落制止用器具等の必要な措置を講じること。
- (6) やむを得ず歩道に車両を乗り上げて作業を行う場合は、警察協議の上、舗装面を養生すること。
- (7) 安全管理に関する自主管理内容を確認するために安全管理点検表を作成し、これにより定期的に点検を行うこと。
- (8) 労働安全衛生法等関連法令に基づき、必要な措置を常に講じること。
- (9) 高所作業車上で剪定した枝葉は、不用意な落下事故を防ぐため、ゴンドラ内への回収や、ロープ等での吊り下ろし、地上の作業員への手渡しなどの方法により、安全確保を確実に行って地上に下ろすこと。
- (10) 架空線（高圧線・通信線等）の影響により作業の安全性が確保できない際には、

市に報告のうえ架空線の所有者との立会を行い必要な措置を講じ、作業の安全を徹底すること。

- (1) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受注者がその責任において遅滞なく行うこと。

#### 4 点検業務

- (1) 受注者は、区域内の街路樹が安全で快適な環境を維持できるよう、雑草の繁茂や低木の徒長、胴吹きや病害虫の発生状況等について、計画的に点検を行うこと。
- (2) 点検結果に基づき、優先される場所や必要とされる作業の把握を行い、作業に反映すること。
- (3) 点検によって枝折れや半倒木、腐朽木等を発見した場合は、速やかに市に報告するとともに、緊急に対応を要する場合はその場で復旧を行い、後日対応する場合でもカラーコーン等で安全確保を行うこと。
- (4) 街路樹の管理については、道路空間や周辺環境に応じた街路樹の適正化を進めていくとしている。これらの視点から具体的な場所の改善提案を毎年少なくとも各年度末までに行うこと。特に、交差点や横断歩道付近等で視距障害となっている街路樹を発見した場合は、撤去等の改善提案を行うこと。

#### 5 設備等の使用

受注者は、業務の履行のために使用する設備、工器具類、消耗品等を受注者の責任と費用負担により調達しなければならない。

#### 6 業務責任者

- (1) 受注者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本市に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営、取締、作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、市との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等を、原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 市は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、

業務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求できる。

- (6) 市が受注者に対し本業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行うものとする。

## 7 提出書類

本業務について提出を要する書類のうち、様式の指定が無いものについては形式を任意とするが、各現場及び地区において項目及び表記等が異なることがないように統一すること。

### (1) 業務計画書の作成

受注者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本市に提出しなければならない。受注者は、業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、着手する前に変更に関する項目について、変更業務計画書を担当職員に提出しなければならない。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

ア) 業務概要

イ) 業務工程

工事種別ごとの数量及び期間

ウ) 業務実施体制

業務主任、主任技術者を含む現場組織表、緊急時の体制及び対応、緊急時連絡系統図

エ) 使用機械及び資材

規格、数量、使用工種

※薬剤においては、使用時希釈濃度及び品質証明を記載

オ) 安全管理体制

安全管理活動、安全教育計画、労働管理計画、安全衛生計画

カ) その他必要とするもの

### (2) 業務報告書の提出

受注者は、業務実施期間中は進捗状況が確認出来る業務報告書を毎月次月の5日までに担当職員へ提出しなければならない。業務報告書には、次の事項を記載するものとする。

ア) 月間作業報告書

イ) パトロールチェックシート

ウ) 作業の様子を記録した写真

エ) その他必要とするもの

### (3) 業務管理報告書

受注者は、業務の完了報告とともに業務管理報告書を担当職員へ提出しなければならない

ない。業務管理報告書には、次の事項を記載するものとする。

ア) 街路樹管理集計表

道路毎の街路樹位置図、管理番号、樹種、樹木区分、幹周、樹高、数量（面積）

管理番号は、地区、場所、位置、樹種ごとに振り分け、重複することのないように付番すること。

イ) 出来形数量調書

ウ) 安全管理報告書

社内パトロール点検表、安全訓練実施報告、安全訓練議事録

エ) 交通誘導員実績報告

交通誘導員集計表、警備会社発行の警備報告書（写）

オ) マニフェスト実績報告

マニフェスト集計表、廃棄物処分業者発行の計量書（写）

カ) その他必要とするもの

8 業務の引き継ぎについて

- (1) 本業務の受注者となることが決定した後速やかに（2週間以内）、契約の準備として、前年度の業務受注者との間で業務を円滑に引継ぐこと。
- (2) 同様に、次年度契約の受注者に引継ぐにあたっては業務引継書を作成し、次年度契約の受注者が決定した後速やかに（2週間以内）、3年間の業務実施内容や方針について十分な引継ぎを実施すること。
- (3) 業務引継の実施後は速やかに、(2)の業務引継書に引継実施日時、それぞれの会社名および業務責任者名を記載のうえ、本市に提出してその内容を報告すること。

9 その他

- (1) 受注者は作業に関して第三者から交渉のあったとき、あるいは交渉を要するときは、事前に市に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに市に報告するとともに、受注者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行うこと。
- (3) 本調達にかかる令和8年度一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

## 業務実施に関する事項

### 1 誠実な業務遂行

- (1) 受注者は、契約図書に基づく諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
- (2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、発注者と受注者の両方で誠意をもって協議することとする。

### 2 契約期間中の発注者と受注者の関わり

本業務は、受注者の責により遂行され、発注者は契約に定められた方法により業務実施状況について確認を行う。

### 3 発注者と受注者との責任分担

#### (1) 基本的な考え

本業務の提案が達成できないことによる損失は、原則として受注者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として以下の「表：予想されるリスクと責任分担」によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

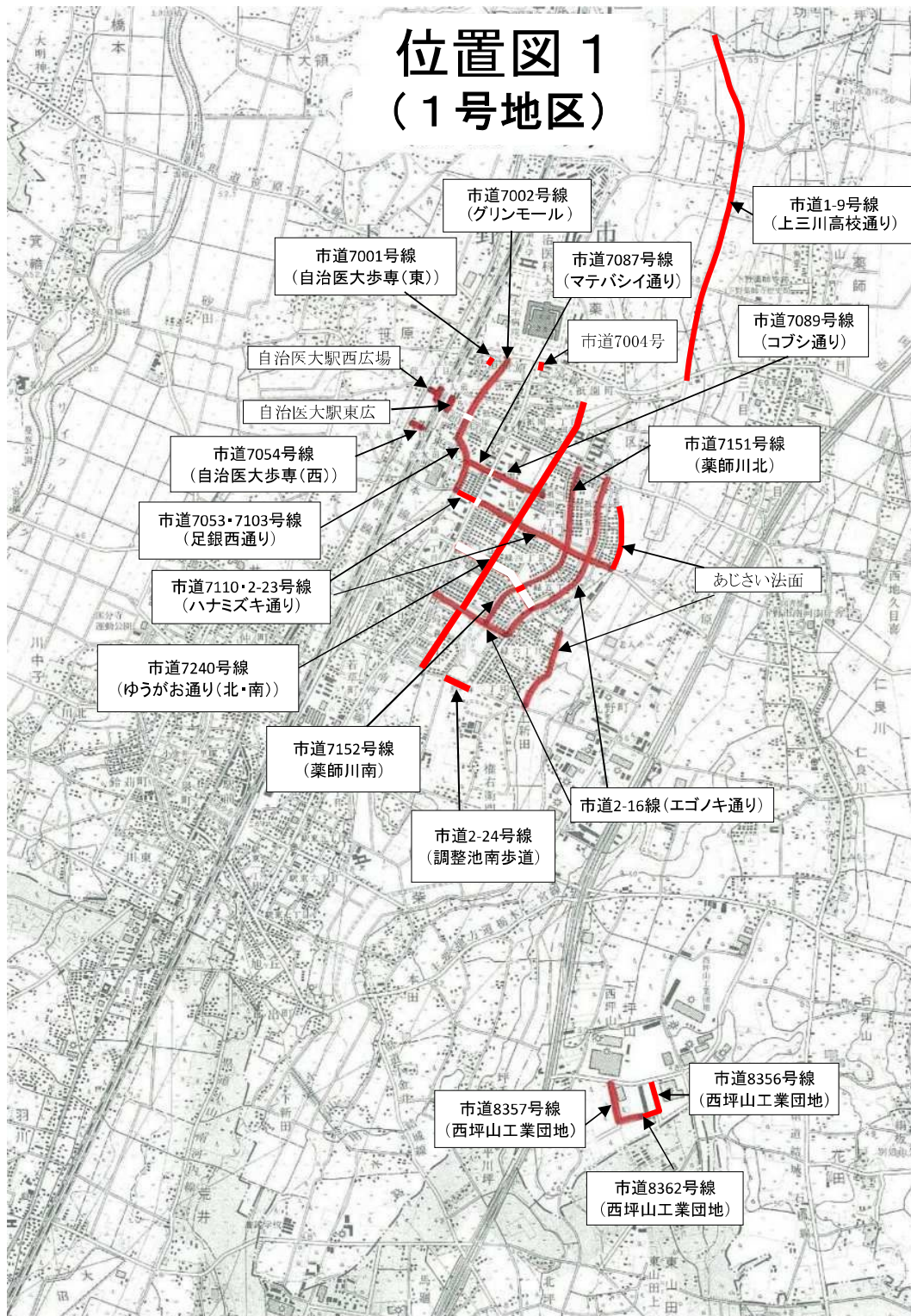
リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			発注者	受注者	
業務全般	実施要領の誤り	実施要領、仕様書等の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○	
	安全性の確保	工事における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議		
	業務の中止・延期	発注者の指示		○	
		周辺住民等の反対によるもの		協議	
	発注者の業務放棄、破綻によるもの	○			

		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	応募コスト	受注者の指示、判断の不備によるもの		○
	資金調達	応募コストの負担		○
工事段階	不可抗力	必要な資金の確保に関すること	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	立ち入り許可	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	発注者の指示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	発注者の責による工事遅延・未完工による引渡し の延期	○	
		受注者の責による工事遅延・未完工による引渡し の延期		○
	工事費増大	発注者の指示、承諾による工事費の増大	○	
		受注者の指示、判断の不備による工事費の増大		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物や材料などに関して生じた 損傷、破損による損害		○
引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○	
支払遅延・不能	発注者の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○		

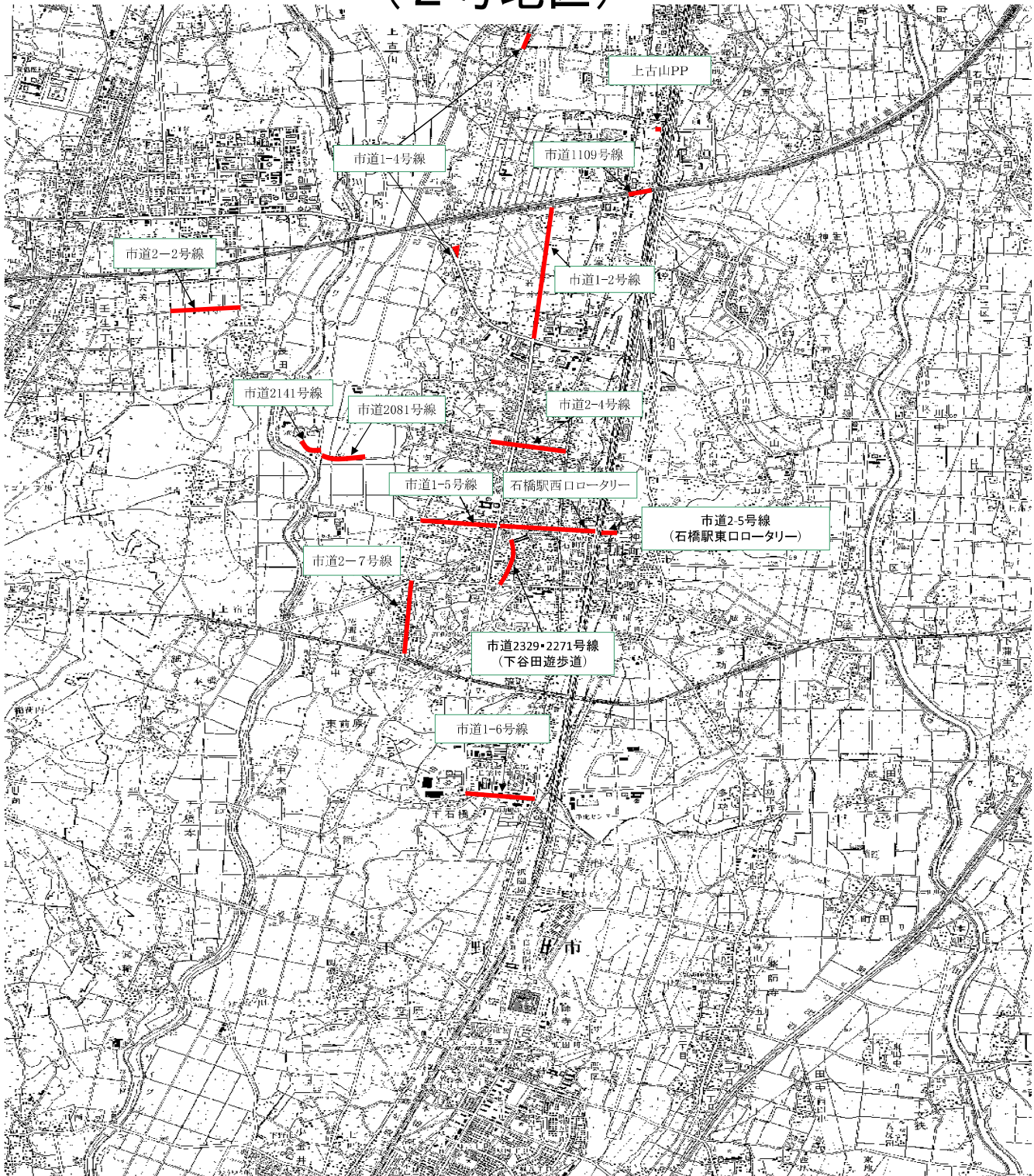
【別紙】数量総括

業務	仕様			数量	年間回数
剪定	高木	幹周	30 c m未満	109 [本]	1
			30 以上 60 c m未満	585 [本]	1
			60 以上 90 c m未満	648 [本]	1
			90 以上 120 c m未満	160 [本]	1
	中木	樹高	100 c m未満	94 [本]	1
			100 以上 200 c m未満	268 [本]	1
			200 以上 300 c m未満	585 [本]	1
寄植			17513.6 [㎡]	1	
	あじさい法面		950.4 [㎡]	1	
芝刈				6215 [㎡]	3
伐根除草	植込み地			6154.7 [㎡]	3
	芝生			2072 [㎡]	3
防除	高木	幹周	60 c m未満	693 [本]	3
			60 以上 120 c m未満	808 [本]	3
			120 c m以上	389 [本]	3
	中木	樹高	60 以上 100 c m未満	94 [本]	3
			100 以上 200 c m未満	268 [本]	3
			200 以上 300 c m未満	585 [本]	3
	寄植			17513.6 [㎡]	2
	芝			13112 [㎡]	2
	インターロッキング			676 [㎡]	2
	クビアカ 1号地区			93 [本]	3
	クビアカ 3号地区			51 [本]	3
クビアカ 4号地区			179 [本]	3	
除草	肩掛け			13112 [㎡]	3

# 位置図 1 (1号地区)

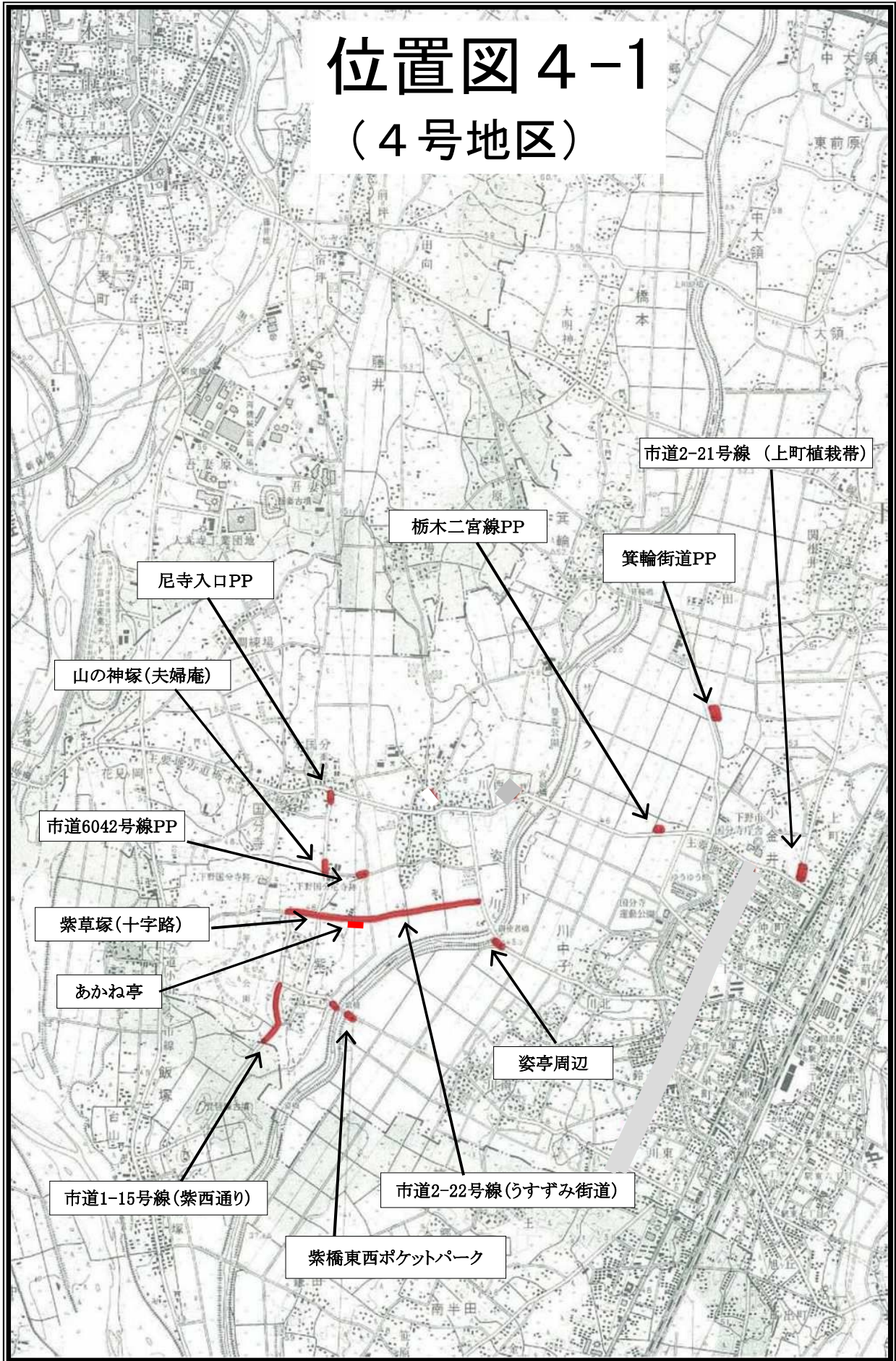


# 位置図 2 (2号地区)





# 位置図 4-1 (4号地区)



# 位置図4-2 (4号地区)

市道5118号線 (蔓巻公園入口)

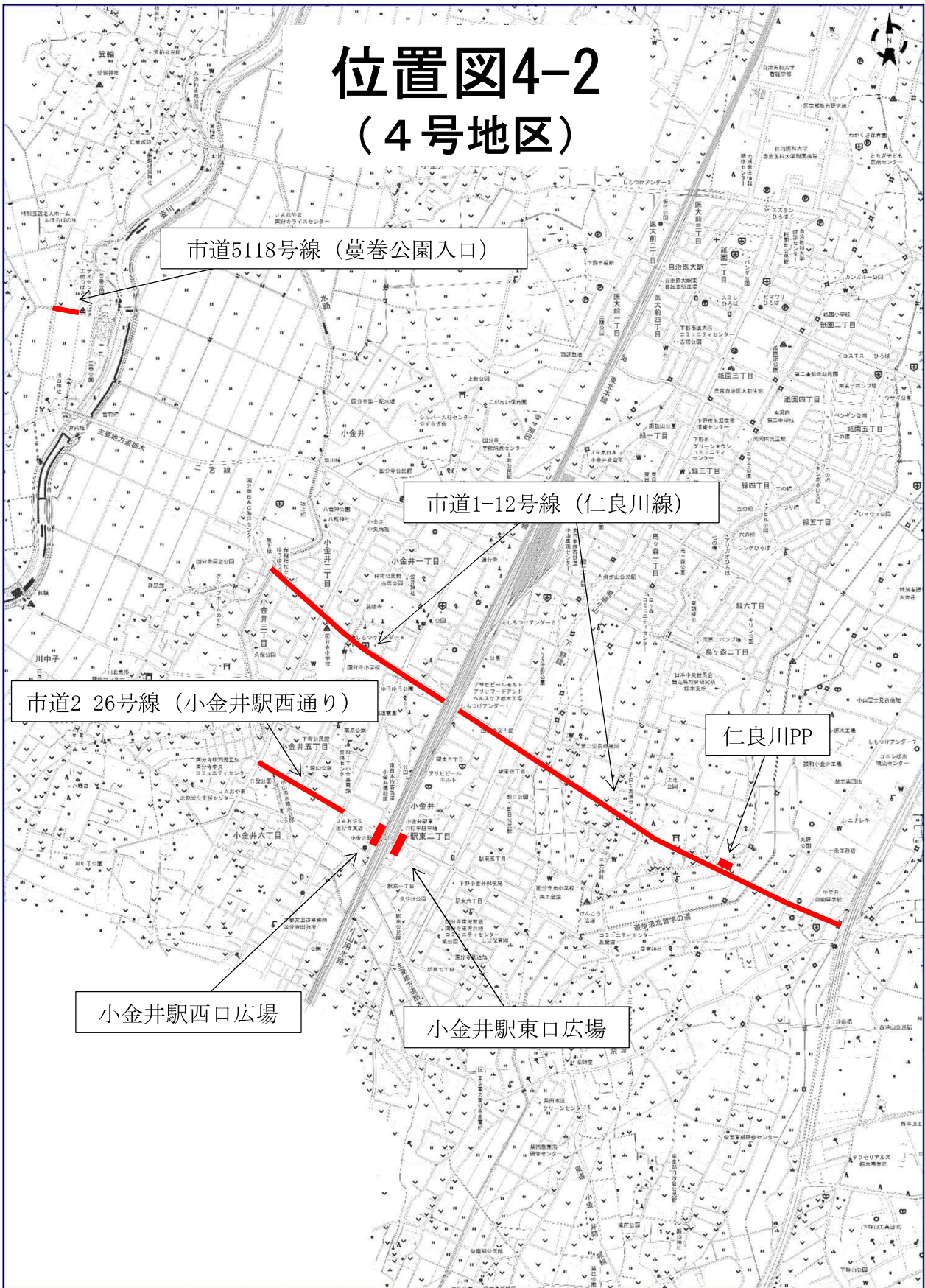
市道1-12号線 (仁良川線)

市道2-26号線 (小金井駅西通り)

仁良川PP

小金井駅西口広場

小金井駅東口広場



## ○街路樹の整備及び維持管理方針（基準）

平成30年8月21日

### 1 基準作成の目的

これまで、国や自治体では道路の緑化や環境の保全・改善を目的として、下記に示す街路樹のもつ機能を効果的に活用するため、積極的な整備を推進してきたところである。

しかしながら、街路樹が生育できる空間には制限があり、その生育空間よりも大きく成長する樹木が植栽されている場合には、樹形縮小のための剪定や、維持管理、保全対策が必要となっている。

また、土地の利用方法や市民の生活スタイルは、街路樹を整備した時点とは変化してきていることや、街路樹の生育に伴う、落ち葉や日照障害等、街路樹自体が近隣住宅や施設などへ与える影響も課題となっている。

現在、市では市民生活に影響を及ぼしている街路樹について、日常的な維持管理を行いつつ、状況に応じて剪定、伐採等を行っている。一方、植物保全や美観の保全・向上の観点から可能な限り、保存を求められるなど、街路樹の管理手法について、必ずしも画一的に実施できない状況である。

こうした現状を踏まえ、街路樹の必要性や整備、維持管理のあり方についての再考を要することから、今後の街路樹の整備及び維持管理についての方針（基準）を定めるものとする。

〈街路樹のもつ主な機能〉

#### ① 景観向上

- ・ 街路樹が装飾物と同様の役割を担うことで景観を向上させる機能
- ・ 景観的に好ましくないものを隠す目隠しの機能

#### ② 生活環境保全機能

- ・ 自動車等の騒音に対する障壁となる機能
- ・ 大気の浄化機能

#### ③ 緑陰形成機能

- ・ 日射の遮断、放射冷却の抑制、風速低減等の機能

#### ④ 交通安全機能

- ・ 視線の誘導により道路の進行方向を認識しやすくさせる機能

⑤ 防災機能

- ・ 風速低減等による飛砂防止等の機能
- ・ 火災の際の延焼防止機能

2 街路樹整備の基本的条件

(1) 道路構造令での植樹帯等の設置規定

- ① 歩道の幅員は2m以上（車いす利用者相互のすれ違い可能な幅員）とする。
- ② 植樹帯又は植樹柵（以下「植樹帯等」という。）の幅員については、1.5mを標準とすることが望ましい。
- ③ 第4種第1級及び第2級の道路（都市部の道路で交通量4,000台／日以上）には、植樹帯等を設けることとする。

ただし、地形状況等によりやむを得ない場合は、この限りではない。

(2) 樹木の樹高の定義

樹木の樹高については、「道路緑化技術基準・同解説」に基づき、次のように定義する。

また、植栽間隔は、6m～10mとし、過度に密集させ樹冠が触れ合うことのないよう留意する。

〈樹高〉

高木・・・3m以上

中木・・・1～3m

低木・・・1m未満

3 本市の街路樹の整備及び維持管理方針

市道における街路樹整備の基本的条件を踏まえ、本市における街路樹の整備及び維持管理方針を以下のように定める。なお、幹線道路は、災害時等に緊急車両の輸送道路として利用されることが想定されることから、街路樹が倒木して道路を塞ぐようなことが起こらないように、重点的に安全管理を進める。

(1) 新設道路における街路樹の整備基準

- ① 都市部（DID地区）であり、交通量が4,000台／日を超え、歩道幅員が3.5m以上の道路を新設する場合にのみ街路樹の整備を検討し、この要件に

満たない道路を新設する際には、街路樹は植樹しない。

- ② 街路樹として植える樹種は、維持管理の観点から、低木又は中木を基本とし、高木は原則として植樹しない。また、常緑樹を基本とし直幹であることとする。

## (2) 既存の街路樹における維持管理方針（伐採）

- ① 既設道路において、植樹帯等を除いた歩道幅員が2mに満たず、車いす利用者相互のすれ違いが可能ではない歩道で街路樹がある場合は、原則として伐採するものとする。

ただし、直ちに伐採するのではなく、可能な限りの保全・維持を図り、老木化による腐朽や虫害等の被害を受けた街路樹から適宜伐採するものとする。

- ② 根上りで歩道や車道の維持管理に支障をきたしている街路樹は伐採する。
- ③ 信号機や標識、街路灯や防犯灯等、道路の安全管理のために設置された構造物の支障となる街路樹は伐採する。
- ④ ①から③の規定に基づき伐採した街路樹が、同一路線で2/3に達した場合、路線の統一的な景観の形成を図る観点から、当該路線に残存する街路樹についても伐採を検討する。
- ⑤ ①から④の規定に基づき街路樹を伐採した場合、新たな街路樹は植樹しない。

ただし、街路樹を伐採した後の植樹帯等は、花や龍のひげ等を植栽し、残存する切り株による事故防止や雑草抑制対策を実施する。

また、同一路線全ての街路樹が伐採された場合は、セミフラット形式による歩道の再整備を検討する。

- ⑥ ①から③に該当する街路樹であっても、街路樹が当該路線の愛称として親しまれている場合や、観光名所として広く周知されている場合においては、可能な限り現状保存に努める。

## (3) 既存の街路樹における維持管理方針（剪定）

- ① 街路樹の枝葉が植樹帯等を超えて歩行空間に支障をきたす場合は、剪定等により歩行空間を超えないよう管理するものとする。

なお、この際の剪定の基準は、道路構造令で定められた建築限界（歩道側

2. 5m、車道側4. 5m) での高さとする。

② 街路樹の枝葉が沿道宅地の敷地内に越境した場合には、剪定等により管理区域を超えないよう管理するものとする。

③ 低木については、街路樹で歩行者が死角となることのないよう管理するものとする。

なお、この際の高さは、60cmを基準とする。

④ 剪定にあたっての基準は①から③を原則とするが、交通量や景観、街路樹の植生等も考慮し柔軟に対応する。

⑤ 観光名所等で地域の特殊事情により保存を要する街路樹については、開花時期前の剪定は行わない等、剪定時期について十分に配慮することとする。

例) 桜については、出水時期前に枯れ枝除去を行う。

⑥ 幹が太く枝が広がりやすい等、建築限界を超え易い街路樹や、落葉樹が植樹されている場合は、新たな樹種への植え替えを検討することとする。

なお、観光名所等にあつて植え替えを検討する際は、現状の樹木と開花時期が同一である等、観光名所としての機能維持も勘案しながら樹種を選考するものとする。

⑦ 現状保存する街路樹については、根上り対策を十分に実施する。

なお、実施の際は、専門家の意見を参考に樹木が腐朽することがないように対策に努める。

#### 4 遊歩道及び独立専用自歩道による街路樹の維持管理方針

遊歩道とは、レクリエーション森林内に設置されている歩道のうち専ら森林浴、自然観察等を主目的とした、自然観察路、自然研究路、野鳥観察路等のことを指すが、近年では広義の意味において、独立専用自歩道も遊歩道に含まれる。下野市においても、複数の遊歩道や独立専用自歩道（以下「遊歩道等」という。）が設置されている。

したがって、「3 本市の街路樹の整備及び維持管理方針」にて示した歩道のほか、遊歩道等における街路樹の維持管理方針を次のように別に定めることとする。

① 遊歩道等における街路樹については、原則適正な維持管理により保存に努め

る。

② 車いす利用者相互のすれ違いが可能となるよう、植樹帯等を除いた幅員は2m以上確保する。

③ 樹木の枝葉が植樹帯等を超えて歩行空間に支障をきたす場合は、剪定等により歩行空間を超えないよう管理する。この際の剪定の基準は、遊歩道等は緊急時には緊急車両の通行が想定されることから、歩道における建築限界の高さ規定(2.5m)を超える3.0mを原則とするが、景観、樹木のバランス等も考慮し柔軟に対応する。

なお、ここで基準とした3.0mとは、一般的な緊急車両(救急車、消防ポンプ車)が走行する際に支障のない高さとした。

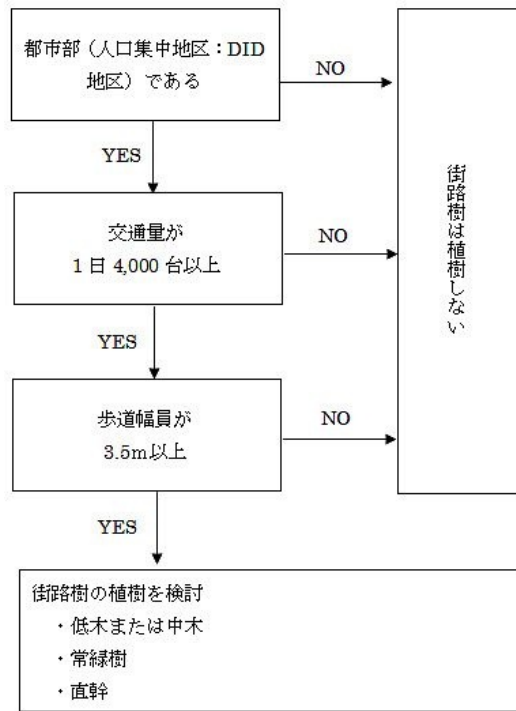
④ 既存の街路樹で、幹が太く枝が広がりやすい等、③で示した遊歩道等における剪定基準(3.0m)を超え易い樹木や、落葉樹などについては、適正な管理が容易となる新たな樹種への植え替えを検討する。

なお、植え替えにあたっては、直幹の低木又、中木あるいは常緑樹を基本とする。

⑤ 遊歩道等における低木については、道路の性質から「3 本市の街路樹の整備及び維持管理方針」にて示した基準より20cm程度の高さまで余裕を持たせて管理するものとする。

但し、当該遊歩道と他の道路との交差点付近においては、「3 本市の街路樹の整備及び維持管理方針」にて示した基準である60cmとする。

[道路新設(整備)]



〔維持管理（伐採）〕

